

(参考) 保育所等利用待機児童数調査における除外4類型について①

○ 保育所等利用待機児童数調査における待機児童に含めない以下の4項目の取扱いは以下のとおり(平成29年4月以降)。

項 目	具 体 的 内 容
特定の保育所等のみ希望している者	<p>○ 「他に利用可能な保育所」の判断については、<u>地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて判断する。</u></p> <p>※ 他に利用可能な保育所等とは、以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開所時間が保護者の需要に合っている ・ 立地条件が登園するのに無理がない(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園可能 等) <p>○ 申請書に記載された希望園等によって一律に判断するのではなく、<u>他に利用可能な保育所等の情報の提供を行うとともに、保護者の意向を丁寧に確認する。</u></p> <p>※ 情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、その例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所保留通知発出に併せて他に利用可能な保育所等の情報を送付 ・ 電話・メール等で他に利用可能な保育所等の情報を提供 等
求職活動を休止している者	<p>○ <u>保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることを確認する。</u></p> <p>※ 個別に確認する例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・メール等で保護者に求職活動状況を聴取 ・ 求職活動状況を証明できる書類の提出を求める 等
育児休業中の者	<p>○ <u>育児休業中の保護者について、入園できたときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含める。</u> <u>ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。</u></p> <p>※ 具体的な確認方法の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園申込書に復職意向を確認するためのチェック欄を設ける ・ 電話・メール等で復職意向を聴取 等
地方単独保育施策を利用している者	<p>○ <u>地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するの)を対象とする。</u></p>